

## 平成 27 年度 指定管理者監査結果報告書

### 第一 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査

### 第二 監査の対象

#### 1 羽村市水上公園

指定管理者 株式会社日産クリエイティブサービス・大和興産株式会社

所管課 建設部土木課、財務部契約管財課

#### 2 羽村市スイミングセンター

指定管理者 大和興産株式会社・特定非営利活動法人羽村市体育協会

所管課 生涯学習部スポーツ推進課、財務部契約管財課

### 第三 監査の範囲

平成 26 年度及び平成 27 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までに執行された、公の施設の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

### 第四 監査の期間

平成 27 年 12 月 4 日から平成 28 年 2 月 29 日まで

説明聴取日 平成 27 年 12 月 15 日

### 第五 監査の主眼

#### 1 所管課

- (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨が達成されているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正、公正に行われているか。
- (3) 協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。  
その承認手続きは適正に行われているか。
- (5) 指定管理者に対する指導監督は適切になされているか。
- (6) 業務の履行確認は、実績報告書によりなされているか。

#### 2 指定管理者

- (1) 施設の管理運営及び財産の管理は、適切に行われているか。
- (2) 事業の執行は協定書等の目的及び仕様書のとおり実施されているか。
- (3) 会計処理は適正になされているか。
- (4) 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
- (5) 利用料金の設定は適正になされているか。
- (6) 収納事務は適正に行われているか。
- (7) 利用促進のための努力はなされているか。

### 第六 監査の方法

監査にあたっては、「第五 監査の主眼」に基づき、関係資料の審査、担当者からの説明聴取及び現地調査を実施した。

### 第七 監査の結果

監査の結果は、以下に述べるとおりである。

# 羽村市水上公園

## 1 施設の概要

- (1) 名称 羽村市水上公園
- (2) 所在地 羽村市羽中4丁目9番1号
- (3) 開設 昭和47年  
平成8年7月21日 再オープン
- (4) 規模
- ① 敷地面積 9,575 m<sup>2</sup>
  - ② 全人工地盤面積 7,120 m<sup>2</sup>
    - ・ プールゾーン 流水プール、スライダープール他 5,092 m<sup>2</sup>
    - ・ 親水公園ゾーン 幼児用プール、流れ、滝他 2,028 m<sup>2</sup>
    - ・ 管理棟 鉄骨造2階建 建築面積389 m<sup>2</sup> 延床面積725 m<sup>2</sup>
      - 1階 券売所、エントランスホール、男女更衣室、男女便所、倉庫
      - 2階 監視室、救護室、事務室、会議室、従業員更衣室、従業員便所
    - ・ 便所棟 鉄筋コンクリート造平屋建 建築面積95 m<sup>2</sup> 延床面積95 m<sup>2</sup>
- (5) 指定管理者制度による管理運営委託
- 羽村市水上公園は、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を行っている。
- ・ 指定期間【第1期】平成18年4月1日～平成22年3月31日（4年）  
指定管理者：大和興産株式会社
  - ・ 指定期間【第2期】平成22年4月1日～平成24年3月31日（2年）  
指定管理者：大和興産株式会社
  - ・ 指定期間【第3期】平成24年4月1日～平成28年3月31日（4年）  
指定管理者：株式会社日産クリエイティブサービス・  
大和興産株式会社

## 2 指定管理者の選定

### (1) 選定の経緯

羽村市水上公園（以下「水上公園」という。）は、その設置目的を効果的に達成するため、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入している。

指定管理者制度による管理運営委託期間は、上記1の(5)に記すとおりであるが、第2期の指定期間が満了するにあたり、市では、引き続き指定管理者制度を導入することとし、以下に記載した経緯のとおり、水上公園の指定管理者に株式会社日産クリエイティブサービス・大和興産株式会社を選定した。

### ○ 指定管理者選定等の経緯

平成23年9月15日 市広報紙に公募お知らせ掲載

16日 市ホームページに応募要領等掲載・応募要領等配布開始

26日 応募方法、提出書類等の説明会及び現地見学会

10月3日 質問受付終了

7日 質問の回答を市ホームページに掲載

12日 申請受付開始

18日 申請締切

11月1日 羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会開催

4日 羽村市行政改革推進本部会議開催

12月9日 平成23年第5回議会（定例会）において、「羽村市水上公園の指定管理者の指定について」原案可決

平成24年 3月2日 協定書締結

4月1日 指定管理者による第3期の管理運営開始

(2) 市と指定管理者との協定書の主な内容

水上公園を適正かつ円滑に管理するために、市は、株式会社日産クリエイティブサービス・大和興産株式会社と協定書を締結した。協定書に定める市と指定管理者の主な役割分担等は、次のとおりである。

①指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ、市民の健康の向上及び市民相互のふれあいによるコミュニティの振興を図り、もって市民の公共の福祉の増進に寄与すること（協定書第2条）。

②指定期間は、平成24年4月1日から平成28年3月31日までとする（協定書第7条）。

③指定管理者の業務の範囲は次のとおりである（協定書第8.9条）。

〔本業務〕

- ・水上公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・水上公園の使用の承認、不承認及び使用の条件の変更等に関する業務
- ・水上公園の利用料金の収納、減免及び返還に関する業務
- ・水上公園を利用して市民のコミュニティの振興のため実施する事業に関する業務
- ・その他、水上公園の管理に関し羽村市が必要と認める業務

〔自主事業〕

- ・水上公園条例に定める設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者が自己の責任と費用により実施する事業

④市が行う業務の範囲は以下のとおりである（協定書第10条）。

- ・不払い利用料金の強制徴収業務
- ・管理施設の目的外使用許可・占用許可
- ・不服申立てに対する決定

⑤利用料金は、指定管理者の収入とし、水上公園条例に規定する使用料の範囲内において定めるものとする（協定書第29.30条）。

⑥市から指定管理者に支払う指定管理委託料は、次のとおりである。また、この指定管理委託料の10分の2を第一四半期、10分の6を第二四半期、10分の1を第三、第四四半期にわけて支払うものとする。〔協定書第27条・変更協定書H26.4.1〕

ア 平成26年度 18,285,480円 ※消費税、地方消費税を含む。

イ 平成27年度 18,223,920円 ※消費税、地方消費税を含む。

⑦市の負担する経費等は、下記のとおりである。

ア 1件50万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の管理施設及び管理物品の修繕に要する経費（協定書第17条）。

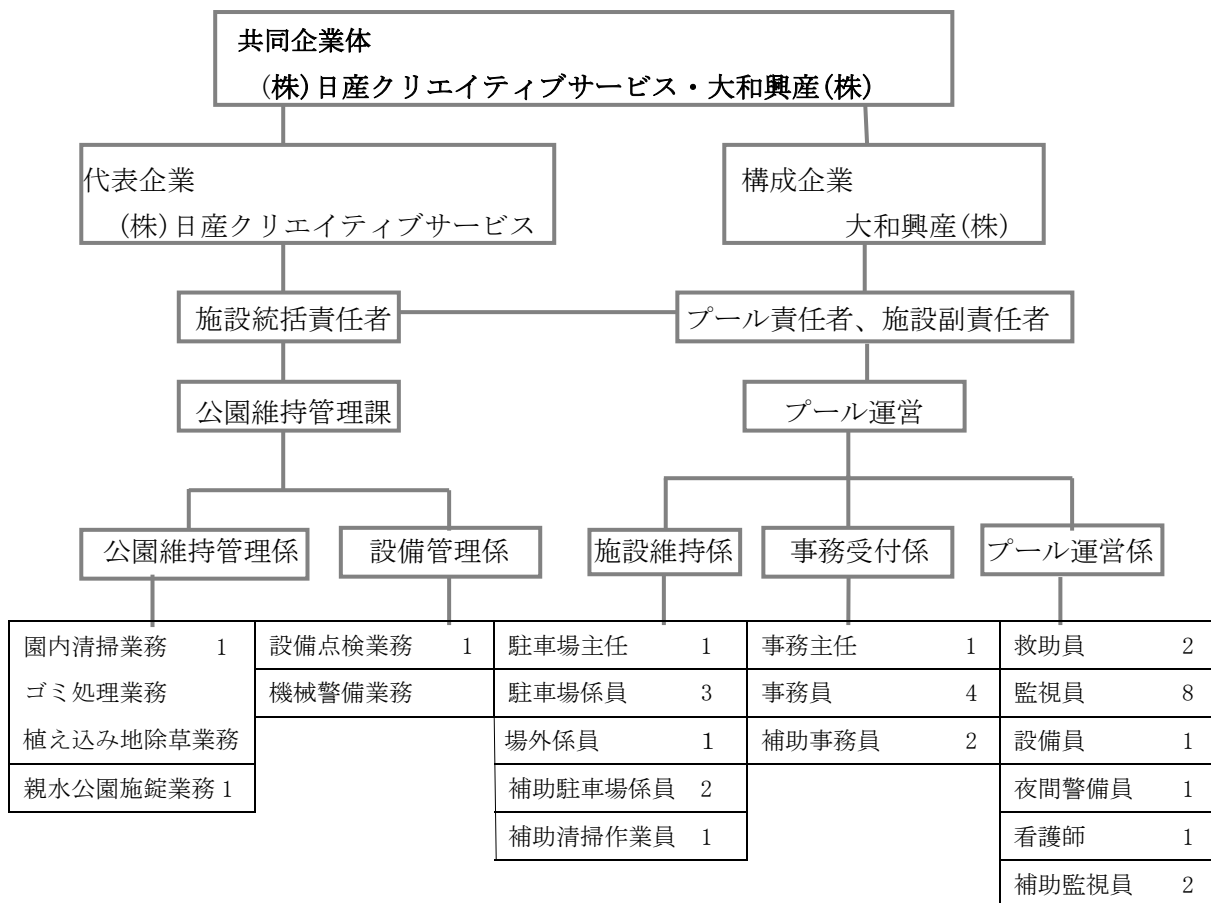
イ 火災保険料及び施設賠償責任保険料（協定書第35条）。

⑧管理物品は、指定管理者に無償貸与する（協定書第21条）。

### 3 事業概要

#### (1) 組織

水上公園の管理運営は、「株式会社日産クリエイティブサービス・大和興産株式会社」が行っている。組織体制は以下のとおりである。



※上記の数字は、運営するために必要な人数で、全従業員人数とは異なる。

※補助員については、夏季土日祝等の繁忙期に配置する。

#### (2) 事業の内容

水上公園は、市民の健康の向上と市民相互のふれあいによるコミュニティの振興を図り、市民の公共の福祉の増進に寄与することを目的として設置されている。

用途は、夏季に開園するプールと夏季以外に開園する親水公園（水上公園の一部を公園として利用した施設）に分けられ、通年開園している。

指定管理者の主な業務は、プールの運営に関する業務、施設の維持管理に関する業務、個人の使用の承認、利用料金の収納に関する業務、市民のコミュニティ振興のため実施する事業に関する業務である。

指定管理者は事業の基本方針として、事故防止を最優先に考え、責務の重大さと命の尊さを認識し、知識・技術・品質の向上に努めるとして、教育訓練（監視員・事務員・駐車場係員対象）や防災訓練を実施し、緊急時の利用者の安全確保に努めている。

また、市民の要望を取り入れるため「満足度アンケート」を実施するなど、利用者に喜ばれるようにより一層充実したサービスを提供し、利用者の満足に応える施設運営を実施している。

そのため、プール開園中は利用者の利便性を高めるため、飲食自動販売機の継続設置や、浮輪、ビーチボール、水着、ゴーグル、タオルなどを販売し、夏季プール営業の集客向上を目指し自主事業を展開している。

事業実施については、公共施設としての観点から平等かつ公平に責任を持った対応が行えるよう事業展開をしている。

### (3) 施設利用者数の状況（第1表）

水上公園の平成26年度施設利用状況は、26,974人で、前年度（平成25年度：33,494人）と比べて6,520人（19.5%）減少している。これは開園日数の減少と、水上公園プールの利用者数が天候に大きく左右されることによる。

平成27年度の施設の利用状況を前年度と比較してみると、2,162人増加し、利用者数は29,136人となった。平成27年度は、前年度のような雨による休園の影響が少なく、1日券、2時間券ともに前年度と比較して増加しており、1日平均利用者数も633人で、前年度に比べ6人増加している。

第1表 プール利用者人数

（単位：人）

	H25年度(7月～9月)		H26年度(7月～8月)		前年度比較		H27年度(7月～8月)		前年度比較	
	大人	子ども	大人	子ども	大人	子ども	大人	子ども	大人	子ども
1日券	1,027	1,660	805	1,342	△222	△318	936	1,497	131	155
2時間券	11,718	18,250	9,162	14,981	△2,556	△3,269	10,207	15,832	1,045	851
招待券	181	125	135	102	△46	△23	131	102	△4	0
免除券	362	171	292	155	△70	△16	276	155	△16	0
計	13,288	20,206	10,394	16,580	△2,894	△3,626	11,550	17,586	1,156	1,006
合計	33,494		26,974		△6,520		29,136		2,162	
開園日	50		43		△7		46		3	
1日平均	670		627		△43		633		6	

## 4 収支の状況

水上公園の平成26年度収入支出決算状況及び平成27年度上期収入支出決算見込(消費税込)は、第2表のとおりである。

平成26年度の収入決算額は、2,408万2,386円である。このうち市からの委託料は1,828万5,480円で、収入総額に占める割合は75.9%である。また、利用料金等の収入は519万727円で収入総額に占める割合は21.6%、飲食料自動販売機等の自主事業による収入は60万6,179円で収入総額に占める割合は2.5%である。

支出決算額は2,517万3,267円で、その主なものは人件費の1,164万3,429円、光熱水費の816万1,817円、維持管理費の454万9,161円で、支出総額に占める割合はそれぞれ46.3%、32.4%、18.1%である。

収支決算額は、109万881円の赤字決算となっている。

平成27年度上期の収入決算額は、2,098万6,371円である。このうち市からの委託金は1,457万9,136円で、収入総額に占める割合は69.5%である。また、利用料金等の収入は570万7,950円で収入総額に占める割合は27.2%、飲食料自動販売機等の自主事業による収入は69万9,285

円で、収入総額に占める割合は3.3%である。

支出決算額は2,493万2,729円で、その主なものは人件費の1,161万9,430円、光熱水費の7,455,200円、維持管理費の487万5,099円で、支出総額に占める割合はそれぞれ46.6%、29.9%、19.6%である。

収支決算額は、394万6,358円の赤字を見込んでいる。

第2表 収入支出決算状況(平成26年4月1日～平成27年9月30日)

収支状況(消費税込)

(単位 金額:円、率:%)

項 目	平成26年度		平成27年度		
	全期	構成率	上期	構成率	
収入の部	市委託料	18,285,480	75.9	14,579,136	69.5
	利用料金等収入	5,190,727	21.6	5,707,950	27.2
	自主事業収入	606,179	2.5	699,285	3.3
	合 計 (A)	24,082,386	100.0	20,986,371	100.0
支出の部	人件費	11,643,429	46.3	11,619,430	46.6
	維持管理費	4,549,161	18.1	4,875,099	19.6
	修繕費	558,573	2.2	853,710	3.4
	光熱水費	8,161,817	32.4	7,455,200	29.9
	その他	260,287	1.0	129,290	0.5
	合 計 (B)	25,173,267	100.0	24,932,729	100.0
収支差引 (A) - (B)		△ 1,090,881		△ 3,946,358	

## 5 総括

水上公園の指定管理者である「株式会社日産クリエイティブサービス・大和興産株式会社」及び所管課について監査を行った結果、指定管理者選定及び指定に関する事務、協定書の締結に係る事務及び公の施設の管理運営、会計経理等に関する事務及び関連する事務事業の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

また、所管課においては、水上公園プール開催期間は日報により事業報告を受ける体制を整え、年間を通して月報の報告と連絡調整会議によるチェック等を行うなど履行確認及び指導監督は、おおむね適切に行われていた。

水上公園に指定管理者制度を導入した目的は、民間活力の導入による質の高いサービスの提供と、競争原理による経費の削減を図るためである。その意味で、水上公園の第3期の指定管理者に「株式会社日産クリエイティブサービス・大和興産株式会社」を指定し管理運営させたことは、指定管理者制度を導入した目的が遂行されていると認められる。

なお、監査における個別の意見等は、下記のとおりである。

### ○指定管理者制度の導入効果について

水上公園に指定管理者制度を導入し第3期目を迎えたが、本制度の導入効果を確認することができた。指定管理者は仕様に沿った施設運営を行い、施設の安全性や衛生管理について重点的に取り組んでいる。

今後も公の施設としての安全性を第一に確保し、市民サービスの向上に維持されることを期待するものである。

○施設利用者増について

水上公園プールは夏季のみの開園であり、夏場のみの雇用や天候により利用者人数が左右されるなど課題も多いと推察される。今後も安全で確実な管理と利用者の立場にたった積極的な運営を推進するため、市も指定管理者からの提案に柔軟な姿勢で対応することを要望する。

# 羽村市スイミングセンター

## 1 施設の概要

- (1) 名称 羽村市スイミングセンター
- (2) 所在地 羽村市五ノ神 319 番地 3
- (3) 開設 平成 3 年 2 月 10 日
- (4) 規模

- ① 敷地面積 7,433.780m<sup>2</sup>
- ② 建築面積 2,249.890m<sup>2</sup>
- ③ 延床面積 3,229.826m<sup>2</sup>
- ④ 建物の概要 鉄筋コンクリート造り 2 階建
  - 1 階 エントランスホール、談話ホール、プール室他
  - 2 階 ホール、トレーニングルーム、浴室・サウナ室他

### (5) 指定管理者制度による管理運営委託

羽村市スイミングセンターは、平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を行っている。

- ・指定期間【第 1 期】平成 18 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日（4 年）

指定管理者：大和興産株式会社・特定非営利活動法人羽村市体育協会

- ・指定期間【第 2 期】平成 22 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日（2 年）

指定管理者：大和興産株式会社・特定非営利活動法人羽村市体育協会

- ・指定期間【第 3 期】平成 24 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日（4 年）

指定管理者：大和興産株式会社・特定非営利活動法人羽村市体育協会

## 2 指定管理者の選定

### (1) 選定の経緯

羽村市スイミングセンター（以下「スイミングセンター」という。）は、その設置目的を効果的に達成するため、平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入している。

指定管理者制度による管理運営委託期間は、上記 1 の(5)に記すとおりであるが、第 2 期の指定期間が満了するにあたり、教育委員会では、引き続き指定管理者制度を導入することとし、以下に記載した経緯のとおり、スイミングセンターの指定管理者に大和興産株式会社・特定非営利活動法人羽村市体育協会を選定した。

#### ○ 指定管理者選定等の経緯

- 平成 23 年 9 月 15 日 市広報紙に公募お知らせ掲載
- 16 日 市ホームページに応募要領等掲載・応募要領等配布開始
- 26 日 応募方法、提出書類等の説明会及び現地見学会
- 10 月 3 日 質問受付終了
- 7 日 質問の回答を市ホームページに掲載
- 12 日 申請受付開始
- 18 日 申請締切
- 11 月 1 日 羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会開催
- 4 日 羽村市行政改革推進本部会議開催



12月9日 平成23年第5回議会（定例会）において、「羽村市スイミングセンターの指定管理者の指定について」原案可決

平成24年3月2日 協定書締結

4月1日 指定管理者による第3期の管理運営開始

(2) 教育委員会と指定管理者との協定書の主な内容

スイミングセンターを適正かつ円滑に管理するために、教育委員会は大和興産株式会社・特定非営利活動法人羽村市体育協会と協定書を締結した。協定書に定める教育委員会と指定管理者の主な役割分担等は、次のとおりである。

- ① 指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ、市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もって健康で文化的な生活に寄与することにある（協定書第2条）。
- ② 指定期間は、平成24年4月1日から平成28年3月31日までとする（協定書第7条）。
- ③ 指定管理者の業務の範囲は次のとおりである（協定書第8.9条）。

[本業務]

- ・スイミングセンターの施設等の維持管理に関する業務
- ・スイミングセンターの使用の承認、不承認及び使用の条件の変更等に関する業務
- ・スイミングセンターの利用料金の収納、減免及び返還に関する業務
- ・スイミングセンターにおいて実施する健康の増進及び体力づくりの推進のための事業に関する業務

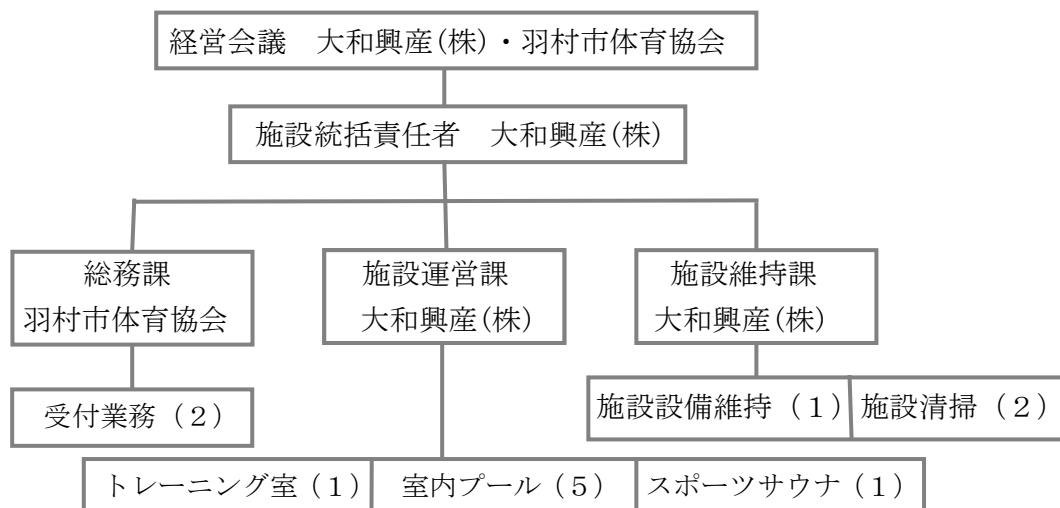
[自主事業]

- ・スイミングセンター条例に定める設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者が自己の責任と費用により実施する事業
- ④ 教育委員会が行う業務の範囲は以下のとおりである（協定書第10条）。
    - ・不払い利用料金の強制徴収業務
    - ・管理施設の目的外使用許可
    - ・不服申立てに対する決定
  - ⑤ 利用料金は、指定管理者の収入とし、スイミングセンター条例に規定する使用料の範囲内において定めるものとする（協定書第29.30条）。
  - ⑥ 教育委員会から指定管理者に支払う指定管理委託料は、次のとおりである。また、この指定管理委託料を12で除した額を毎月支払うものとする。[協定書第27条・変更協定書H26.4.1]
    - ア 平成26年度 69,676,000円（消費税、地方消費税を含む。）
    - イ 平成27年度 69,651,900円（消費税、地方消費税を含む。）
  - ⑦ 教育委員会の負担する経費等は、下記のとおりである。
    - ア 1件50万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の管理施設及び管理物品の修繕に要する経費（協定書第17条）。
    - イ 火災保険料及び施設賠償責任保険料（協定書第35条）。
  - ⑧ 管理物品は、指定管理者に無償貸与する（協定書第21条）。

### 3 事業概要

#### (1) 組織

スイミングセンターの管理運営は、「大和興産株式会社・特定非営利活動法人羽村市体育協会」が行っている。組織体制は以下のとおりである。



※上記の（ ）内の数字は、運営するために必要な人数で、全従業員人数とは異なる。

#### (2) 事業の内容

スイミングセンターは、市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もって健康で文化的な生活に寄与することにある。

指定管理者の主な業務は、施設の維持管理に関する業務、個人や団体の使用の承認、利用料金の収納に関する業務、健康の増進や体力づくりの増進のための事業に関する業務である。

指定管理者は事業の基本方針として、市民の健康づくりに貢献、いつでもだれでも気軽に利用できる施設、お客様の意見・要望を管理運営に反映させる、連携により地域のスポーツ振興に貢献するとともに、お客様サービスを向上させる、安全で安心できるスポーツ環境の提供を掲げ、これまで施設管理運営で培ったノウハウを生かした施設運営を実施することで、スイミングセンターの目的の実現を目指している。

また、高齢者の介護予防や子どもの体力強化、地域貢献事業を自主事業の重点課題として広報等による利用促進に取り組んでいる。

利用者からの意見や要望を取り入れるための「ご意見投書箱」の他に、ホームページにも「ご意見コーナー」を設置している。

安全対策面では、保守点検体制や監視機能を一層充実させるとともに、防災体制強化、監視カメラの更新による防犯体制や周辺施設・自治会等との連携の強化に取り組んでいる。

なお、平成26年度に実施した事業の状況は、表のとおりである。

平成 26 年度実績

■ 大和興産自主事業（プール）

事業名	内容・一人当たりの参加費等	参加者	参加費計
かんたんスイム&健康ウォーキング	1 時間×8 回、参加費 3,600 円 1 時間×4 回、参加費 2,000 円(短期)	116 人	192,800 円
幼児水泳教室	1 時間×8 回、参加費 5,200 円 1 時間×4 回、参加費 3,500 円(短期)	445 人	2,196,700 円
小学生水泳教室	1 時間×8 回、参加費 4,800 円 1 時間×4 回、参加費 3,500 円(短期)	1,751 人	8,031,600 円
大人水泳教室	2 時間×8 回、参加費 6,800 円 2 時間×4 回、参加費 3,500 円(短期)	165 人	1,042,800 円
誰でもスキルUPレッスン	1 回 500 円(1 時間)	983 人	491,500 円
アクア ZUMBA	1 回 500 円(1 時間)	46 人	23,000 円
計		3,506 人	11,978,400 円

※参加費計には、当日参加が含まれている。

■ 大和興産自主事業(フィットネス)

事業名	内容・一人当たりの参加費等	参加者	参加費計
アロマヨガ	1 時間、参加費 800 円	665 人	495,200 円
ZUMBA	1 時間、参加費 800 円	2,530 人	1,873,600 円
からだスッキリ中国体操	1 時間、参加費 500 円	566 人	274,500 円
ゆったり健康ヨガ	1 時間、参加費 800 円	612 人	451,200 円
かんたんボクササイズ	1 時間、参加費 500 円	407 人	196,500 円
ONE TWO ボクササイズ	1 時間、参加費 500 円	269 人	130,500 円
フラダンス	1 時間、参加費 800 円	543 人	395,200 円
ピラティス	1 時間、参加費 800 円	509 人	377,600 円
いきいき健康サークル	1 時間、参加費 500 円	328 人	157,000 円
ベーシックヨガ	1 時間、参加費 800 円	556 人	416,800 円
ベリーシェイプダンス	1 時間、参加費 800 円	297 人	221,600 円
マーシャルアーツ	1 時間、参加費 500 円	257 人	127,000 円
骨盤調整エクササイズ	1 時間、参加費 800 円	332 人	240,000 円
トレーニングルーム、第二会議室イベント	その他イベント	243 人	103,100 円
計		8,114 人	5,459,800 円

※ 無料及び割引参加があるため、[参加費×参加者=参加費計] とはならない。

■ 羽村市体育協会自主事業

事業名	内容・一人当たりの参加費等	参加者	参加費計
アクアピクス(プール)	50 分、参加費プール券購入	437 人	無料
水中ウォーキング講習会(プール)	50 分、参加費プール券購入	20 人	無料
計		457 人	無料

(3) 施設利用者数の状況

スイミングセンターの施設利用者数の状況は、第1.2.3表のとおりである。

平成26年度の施設利用者数は、年間147,481人で、前年度（平成25年度：144,723人）と比べて2,753人（1.9%）増加している。

平成27年度上期の施設の利用状況を前年度上期と比較すると、トレーニングルーム利用者・プールの利用者も3,260人増え、その中でも貸切利用者が1,989人を占めている。これは、指定管理者の集客への努力が実を結んでいるとみられる。

第1表 個人利用状況

（単位：人）

	H25年度	H26年度	比較	H26上期	H27上期	比較
プール	74,112	72,884	△1,228	45,386	45,536	150
トレーニングルーム	25,816	25,840	24	12,866	13,987	1,121
サウナ	7,597	8,318	721	3,839	4,099	260
合計	107,525	107,042	△483	62,091	63,622	1,531
開館日数	316	316	0	161	160	△1
1日平均利用人数	340	339	△1	386	398	12

第2表 貸切利用状況

（単位：人）

	H25年度	H26年度	比較	H26上期	H27上期	比較
プール	31,144	33,625	2,481	16,019	18,008	1,989
会議室	6,054	6,814	760	3,357	3,214	△143
合計	37,198	40,439	3,241	19,376	21,222	1,846
開館日数	316	316	0	161	160	△1
1日平均利用人数	118	128	10	120	133	13

第3表 個人・貸切利用状況

（単位：人）

	H25年度	H26年度	比較	H26上期	H27上期	比較
合計	144,723	147,481	2,758	81,467	84,844	3,377
開館日数	316	316	0	161	160	△1
1日平均利用人数	458	467	9	506	530	24

(4) 収支の状況

スイミングセンターの平成26年度収入支出決算状況及び平成27年度上期収入支出決算見込（消費税込）は、第4表のとおりである。

平成26年度の収入決算額は、1億1,190万6,029円である。このうち市からの委託料は6,967万6,000円で、収入総額に占める割合は62.3%である。また、利用料金等の収入は2,289万9,410円で収入総額に占める割合は20.5%、印刷用紙代金の収入は2万390円、水泳教室等の自主事業による収入は1,931万229円である。

支出決算額は1億1,086万7,482円で、その主なものは人件費の4,565万8,295円、光熱水費の4,090万5,052円、維持管理費の939万8,872円で、支出総額に占める割合はそれぞれ41.2%、36.9%、8.5%である。

収支決算額は、103万8,547円の黒字決算となっている。

平成27年度上期の収入決算額は、6,075万4,947円である。このうち市からの委託金は3,482万5,800円で、収入総額に占める割合は57.3%である。また、利用料金等の収入は1,325万940円で収入総額に占める割合は21.8%、印刷用紙代金の収入は1万460円、水泳教室等の自主事業による収入は1,266万7,747円である。

支出決算額は5,256万4,262円で、その主なものは人件費の2,300万9,617円、光熱水費の1,708万8,160円、維持管理費の451万1,800円で、支出総額に占める割合はそれぞれ43.8%、32.5%、8.6%である。

収支決算額は、819万685円の黒字を見込んでいる。

第4表 収入支出決算状況（上期）

収支状況（消費税込）

（単位 金額：円、率：％）

項 目	平成26年度		平成27年度		
	全期	構成率	上期	構成率	
収入の部	市委託料	69,676,000	62.3	34,825,800	57.3
	利用料金等収入	22,899,410	20.5	13,250,940	21.8
	印刷用紙代金	20,390	0.0	10,460	0.0
	自主事業収入	19,310,229	17.2	12,667,747	20.9
	合 計（A）	111,906,029	100.0	60,754,947	100.0
支出の部	人件費	45,658,295	41.2	23,009,617	43.8
	維持管理費	9,398,872	8.5	4,511,800	8.6
	修繕費	1,551,293	1.4	202,154	0.4
	光熱水費	40,905,052	36.9	17,088,160	32.5
	運営事務費	6,661,536	6.0	3,778,202	7.2
	その他	6,692,434	6.0	3,974,329	7.5
合 計（B）	110,867,482	100.0	52,564,262	100.0	
収支差引（A）－（B）	1,038,547		8,190,685		

#### 4 総 括

スイミングセンターの指定管理者である「大和興産株式会社・特定非営利活動法人羽村市体育協会」及び所管課について監査を行った結果、指定管理者選定及び指定に関する事務、協定書の締結に係る事務及び公の施設の管理運営、会計経理等に関する事務及び関連する事務事業の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

また、所管課においても、毎月定期的に開催される連絡調整会議で指定管理者職員から事業報告を受けるとともに協議を行うなど、履行確認及び指導監督はおおむね適切に行われていた。

スイミングセンターに指定管理者制度を導入した目的は、民間活力の導入による質の高いサービスの提供と、競争原理による経費の削減を図るためである。その意味で、指定管理者に「大和興産株式会社・特定非営利活動法人羽村市体育協会」を指定し管理運営させていることは、指定管理者制度を導入した目的が遂行されていると認められる。

なお、監査における個別の意見等は、下記のとおりである。

##### ○指定管理者制度の導入効果について

スイミングセンターに指定管理者制度を導入し第3期目を迎え、安定した運営がなされており、本制度の導入効果を確認することができた。指定管理者は仕様に沿った施設運営を行い、市民の立場に立って創意工夫した管理運営がなされている。

また、特にスイミングセンターという安全性を重要視しなければならない施設のため施設の安全性や衛生管理についても重点的に取り組んでいる。

公の施設としての安全性を確保し、市民の健康で文化的な生活を維持するために、所管課であるスポーツ推進課とより連携を密にしていきたい。

○指定管理者の経営について

市が指定管理委託料を支払い、経営支援しているものの、平成 26 年度の収支では 100 万を超す、黒字決算となっている。

また、施設利用者数も平成 25 年度に比べ 2,758 人増加しており、管理経費の削減も図られ、効率的な運営に努められていることが推察される。また経費の削減だけでなく、自主事業による収入の面においても指定管理者の努力を評価するところである。

○施設利用者の増加について

指定管理者は、利用促進のための取り組みとして、各種イベントの実施や創意工夫した営業活動を行い利用者数の増加につながっている。

また、利用者の増加は収入増になり将来的には指定管理委託料にも反映され相互に効果をもたらすことにつながるため、より一層の柔軟な取り組みを期待する。